平成２６年（フ）第６０号
大阪府和泉市伯太町６丁目10番20―310号、前住所大阪府高石市綾園５丁目５番31―Ｄ10号
債務者　滝口　浩子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２５３号
香川県高松市木太町3366番地22　２Ｆ、前住所沖縄県那覇市天久２丁目15番１号　フラワー花102、申立時の住所香川県高松市木太町3706番地１　ファミール木太304
債務者　三土　　憲（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第７０３号
仙台市太白区中田４丁目11番26号
債務者　佐藤　清安
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７２７号
仙台市青葉区旭ケ丘４丁目23番10号　カーサラーラ旭ケ丘202
債務者　圖司茉莉央
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１９号
仙台市青葉区国見６丁目76番１―210号
債務者　白鳥　勝也
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３５号
宮城県亘理郡亘理町字新町46番地２　新町ガーデンシティＡ―102
債務者　森　さゆり
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３９号
仙台市青葉区宮町１丁目６番18―101号
債務者　柴田　美帆（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１０３６号
千葉県習志野市谷津５丁目29番22号　サンコーポ201号
債務者　渡邉　岳詩
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０８４号
千葉市花見川区作新台３丁目５番57号　ペア・フィールド302号
債務者　山口　　進
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２５号
千葉市若葉区大宮台７丁目14番１号
債務者　野原　　進
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２４３号
福岡県久留米市六ツ門町18―２　第２石橋ビル301号、住民票上の住所福岡県筑後市大字西牟田3980番地
債務者　川勝　　巧
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２５号
福岡県久留米市荒木町荒木558番地35
債務者　本村　喬則
1　決定年月日時　平成26年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１１号
北海道小樽市望洋台２丁目16番123号　望洋団地１号棟
債務者　布施　邦彦（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第７６２号
仙台市青葉区落合１丁目14番46号
債務者　武田　和代
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１８０号
秋田県潟上市天王字中分水２番地１　サングレイス205
債務者　高田こと　髙田真利子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１２号
秋田市四ツ小屋字中野80番地１　メゾンウィングＡ－２―102
債務者　福田　孝司
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２号
福島県いわき市勿来町窪田小島49番地の１　エクセレント小島102
債務者　若井田　武
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
福島地方裁判所いわき支部